

米国アラバマ州から日本向けに輸出される  
生きた家きん、家きん肉等の輸入停止措置について

平成29年 3月16日

今般、アラバマ州の商用種鶏農場及び裏庭養鶏農家において低病原性鳥インフルエンザ（H7 亜型）の発生が確認されたことから、平成29年 3月15日付けで同州から日本向けに輸出される家きん、家きん肉等について、輸入が停止されました。

なお、輸入停止措置の対象地域、品目等については、下記のとおりです。

記

1 輸入停止措置の対象地域

生きた家きん：アラバマ州全域

家きん肉等：アラバマ州の発生場所から半径10km 以内の区域

2 輸入停止措置の対象品目

(1) 生きた家きん（鶏、うずら、七面鳥、だちょう、きじ、ほろほろ鳥及びかも目の鳥類並びにその初生ひなに限る。以下同じ）

(2) 家きんの肉、臓器等及びこれらの加工品

(3) 家きんの卵（試験研究用に供される種卵を除く。）及びその加工品（「米国から日本向けに輸出される加熱処理された液卵製品に関する家畜衛生条件」（平成16年12月13日付け16動検第954号）に基づいて処理された加熱処理液卵を除く。）

ただし、平成29年 2月13日以前にと殺又は採卵された（2）及び（3）の品目であり、かつ輸出されるまでの間、防疫上安全かつ衛生的に保管又は輸送されたものであること（平成29年 2月13日までに加工、梱包まで終了していることが必要）を米国政府が証明しているものは除く。

3 輸入検査時における消毒措置の対象品目

羽毛

ただし、平成29年 2月13日以前に生産された羽毛であり、かつ輸出されるまでの間、防疫上安全かつ衛生的に保管又は輸送されたものであることを米国政府が証明しているものは除く。